

国際税務

QI/FATCA/CRS/CARF 関連情報

QI/FATCA 定期的検証及び宣誓にかかる対応事項

デロイト トーマツ税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2026 年 9 月 7 日号

QI (Qualified Intermediary) 及び FATCA (Foreign Account Tax Compliance Act) 制度における定期的検証・宣誓について、多くの金融機関が 2027 年に対応期限を迎えることが想定される。QI/FATCA 制度では一定の期間ごとに、各制度に基づく義務の履行状況について検証を実施するとともに、その結果に基づき所定の宣誓を行うことが求められている。検証・宣誓にあたっては、対象期間や期限の確認に加え、検証範囲の決定、必要資料の準備、指摘事項がある場合の是正対応等、十分な準備期間を確保し、対応することが重要となる。本ニュースレターでは、定期的検証・宣誓の概要並びに今後の対応事項をご案内する。

1. QI 定期的検証・宣誓

2023 年 1 月 2 日から 2024 年 1 月 1 日までに QI 契約が有効となった QI 及び前回の QI 定期的検証・宣誓期限が 2024 年 11 月 1 日¹ (延長前期限：2024 年 7 月 1 日) 又は 2025 年 3 月 1 日 (延長前期限：2024 年 12 月 31 日) であった QI は、2027 年に QI 定期的検証・宣誓の期限を迎えることが想定される。宣誓対象期間は QI 契約が有効となる年から完全な 3 暦年の末日又は前回の宣誓対象期間の翌日から完全な 3 暦年の末日までであるため、2027 年期限の宣誓対象期間は QI 契約有効日又は 2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までである。

QI は上記の宣誓対象期間からいずれか 1 暦年を定期的検証の対象年として選択可能であり、定期的宣誓期限は、2024 年又は 2025 年を検証対象年として選択する場合には 2027 年 11 月 1 日、2026 年を検証対象年として選択する場合には 2027 年 12 月 31 日となる。なお、原則として定期的検証は検証対象年中に有効であった QI 契約に基づいて実施するため、2027 年期限の定期的検証は、いずれの検証対象年を選択した場合においても 2023 年 QI 契約に基づいて検証を実施することになる。特に PTP 投資仲介を行う QI においては、2023 年 QI 契約では検証項目が増加しているため、追加的な対応が必要となる点に留意されたい。

また、宣誓対象期間の各暦年について、報告対象金額が 500 万ドル (5,000,000 USD) を超えていないなど、一定の要件を満たす QI は検証の免除を申請することが可能である。ただし、定期的検証の免除申請の対象となる QI も 2027 年 11 月 1 日までに定期的宣誓を実施する必要がある。

¹ IRS, QI General FAQs– Provisions for 2023 QI agreement, Q4

[Qualified Intermediary General FAQs | Internal Revenue Service \(irs.gov\)](#)

定期的検証対象年の選択の期限は宣誓対象期間の翌年の 7 月 1 日から 11 月 1 日へ延長された。

なお、2023 年 QI 契約に基づく、定期的宣誓においては、宣誓時に QI アカウントマネジメントシステム上にて英語で作成した QI 定期的検証レポートアップロードが必須となり、かつ検証対象年を除く宣誓対象期間（定期的検証免除申請を行う場合には宣誓対象の 3 暦年分）の上流金融機関と QI 自身が発行した様式 1042-S/1042 の突合表の入力も必須となる。

2. FATCA 定期的検証・宣誓

2023 年 1 月 2 日から 2024 年 1 月 1 日までにグローバル仲介人認識番号（Global Intermediary Identification Number：以下「GIIN」）を取得した外国金融機関（Foreign Financial Institution：以下「FFI」）及び前回の FATCA 定期的検証・宣誓期限が 2024 年 7 月 1 日であった FFI は、2027 年 7 月 1 日に FATCA 定期的宣誓の期限を迎えることが想定される。

参加 FFI／報告モデル 2 FFI／スポンサー事業体として登録した金融機関は期限までに、GIIN 有効日又は 2024 年 1 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までを宣誓対象期間とした定期的検証及び宣誓を、登録みなし遵守 FFI の場合には期限までに定期的宣誓を実施する必要がある。参加 FFI／報告モデル 2 FFI／スポンサー事業体は内部統制の有効性についての宣誓が求められるが、初回の定期的宣誓である場合には既存口座の宣誓（Certification of Preexisting Accounts：COPA）も追加が必要となる。

また、前期限の FATCA 定期的宣誓を行った一部の外国金融機関が FATCA 遵守状況に関する情報提出を米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）より受領するケースが発生している。当該通知では、定期的検証レポート及びその英訳の提出や、定期的検証の実施時期等の詳細情報を求められており、適切に要請に対応しない場合には契約不履行（event of default）となり GIIN を削除する可能性がある旨が明記されている。IRS が FATCA 順守状況の確認を強化していると思われるため、今回の定期的検証・宣誓の重要性は高いものと思料する。

なお、FFI 契約更新手続については、IRS のウェブサイトで公開された FAQ²より、今後新たな FFI 契約が公表されるまでの当面の間は、FFI 契約の更新手続が不要と想定されている。現時点において具体的な契約更新の時期及び方法は IRS により公表されていないが、今後 FFI 契約の更新が見込まれるため、定期的検証・宣誓の準備を行いながら今後の動向を注視されたい。

おわりに

デロイト・トーマツ税理士法人では、多数の金融機関に対して QI/FATCA の定期的検証の実施及び定期的宣誓に関する助言を行っている。自社の定期的宣誓期限が不明の場合には、QI アカウントマネジメントシステム又は FATCA ポータルにログインいただき、前回又は今回の定期的宣誓期限をご確認いただきたい。特に定期的宣誓の実施後には IRS からの照会を受領する事例が増えているため、QI アカウントマネジメントシステム及び FATCA ポータル上の責任者・連絡担当者の登録内容は常に最新の情報を反映する必要がある。今後は 2027 年期限に向けて多くの金融機関で定期的検証・宣誓の対応を行うことが想定されるため、現時点で未対応の金融機関においてデロイト・トーマツ税理士法人のサービスをご希望される場合にはお早めにご連絡いただきたい。

当法人では、QI、FATCA、CRS、CARF、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

2 IRS, FATCA compliance: Legal FAQs-- Conversions to Model 1 IGA and FFI agreement renewals, Q1

<https://www.irs.gov/businesses/corporations/frequently-asked-questions-faqs-fatca-compliance-legal#conversionmodel1>

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us>

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
ディレクター	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	津崎 祐美	yutsuzaki@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	添田 みほ子	mihoko.soeda@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバース（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301